

SBI Web3 ウォレットサービス約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
第1章 総則 第 1 条～第 3 条 3 項 現行通り 4. <u>前各項の規定にかかわらず、本サービスの一部について本約款で定める 手続の履践その他必要な措置を講じることを要する旨が規定されている 場合には、当該措置を講じた時点以降、当該本サービスの一部が利用可 能となるものとします。</u> 第 4 条 現行通り 第 2 章 SBINFT マーケットでの売買に係る特則 第 5 条 1. お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して、購入者（保有者（以下に定義 します。）から NFT を購入しようとする又は購入した SBINFT マーケッ トの利用者をいいます。以下 <u>この章において同じ。</u> ）として SBINFT マーケ ットにおいて NFT の売買契約（以下「NFT 売買契約」といいます。）を保 有者（NFT を保有している SBINFT マーケットの利用者をいいます。以下 <u>この章において同じ。</u> ）との間で締結し NFT を購入する場合、当該 NFT 売 買契約において NFT の対価として合意された当社が指定する暗号資産（以 下「SBI Web3 指定暗号資産等」といいます。）の数量（以下「NFT 対価相 当量」といいます。）、第 7 条に規定するお客様の支払方法並びにお客様 及び当該第三者のウォレットアドレスその他の情報が、SBINFT 社から当 社に対し通知され（以下、当該通知を「本通知」といいます。）、お客様は これに同意するものとします。	第1章 総則 第 1 条～第 3 条 3 項 省略 追加 第 4 条 省略 第 2 章 SBINFT マーケットでの売買に係る特則 第 5 条 1. お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して、購入者（保有者（以下に定 義します。）から NFT を購入しようとする又は購入した SBINFT マーケ ットの利用者をいいます。以下同じ。）として SBINFT マーケットにおい て NFT の売買契約（以下「NFT 売買契約」といいます。）を保有者（NFT を保有している SBINFT マーケットの利用者をいいます。以下同じ。）と の間に締結し NFT を購入する場合、当該 NFT 売買契約において NFT の 対価として合意された当社が指定する暗号資産（以下「SBI Web3 指定暗 号資産等」といいます。）の数量（以下「NFT 対価相当量」といいま す。）、第 7 条に規定するお客様の支払方法並びにお客様及び当該第三者 のウォレットアドレスその他の情報が、SBINFT 社から当社に対し通知さ れ（以下、当該通知を「本通知」といいます。）、お客様はこれに同意す るものとします。

SBI Web3 ウォレットサービス約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
第 6 条～第 9 条 現行通り	第 6 条～第 9 条 省略
第 3 章 第 3 章 NFT ローンチパッドサービスに係る特則	追加
第 10 条 (ローンチパッドサービスの概要)	
1. <u>NFT ローンチパッドとは、当社が運営する NFT を出品、販売及び購入で きるプラットフォームのことをいいます。お客様は、第 4 条第 1 項の 定めに従い、SBI Web3 ウォレットのログイン ID 及びパスワードを当社 に通知することにより、NFT ローンチパッドサービスを提供する当社所 定のページにアクセス可能となり、これにより NFT ローンチパッドサ ービスを利用することができます。SBI Web3 ウォレットを開設してい ないお客様は、第 3 条に従い、NFT ローンチパッドサービスの利用に先 立って、SBI Web3 ウォレットを開設するものとします。</u>	
2. <u>前項の規定にかかわらず、NFT ローンチパッドにおいて出品者（以下に 定義する）のみに提供される機能については、本規約に別途定める手 続を履践した場合に限り、これを利用することができます。</u>	
第 11 条 (NFT の出品申請)	
1. <u>NFT ローンチパッド上において NFT の出品を希望する者（以下「出品希 望者」といいます。）は、出品を希望する NFT（以下「出品候補 NFT」 といます。）毎に、当社が別途定める審査申込書に当該出品候補 NFT の仕様その他の必要事項を記入し、当社に提出するものとします。当 社は、当該審査申込書を受領後、当社の定める審査基準に従って審査</u>	

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<u>を行います。</u> 2. <u>前項に定める審査の結果、出品候補 NFT を適格と判断した場合、当社は出品希望者に対し審査通過の通知を行います。当該通知の到達をもって、出品希望者と当社との間に当該審査を通過した NFT（以下「認定 NFT」といいます。）の出品に関する契約（以下「NFT 出品契約」といい、当該 NFT 出品契約の当事者となった出品希望者を以下「出品者」といいます。）が成立します。</u> 3. <u>当社は、第 1 項に定める審査の結果、出品候補 NFT が不適格であると判断した場合、その理由を開示することなく、審査申込を拒否し、又は出品希望者に対して出品候補 NFT の修正を求めることができますもの</u><u>とします。また、当社は、出品候補 NFT を不適格とした理由その他当社の審査に関する過程の一切を出品希望者に対して説明する義務を負いません</u> 4. <u>第 1 項に定める審査の結果不適格と判断された出品候補 NFT について、出品希望者は再度の審査を求めることができません。</u> <u>第 12 条（NFT の出品）</u> 1. <u>当社は、前項に規定する NFT 出品契約が成立した場合には、出品者に対し、認定 NFT の出品ページ（以下「出品ページ」といいます。）へのアクセス権を付与するものとします。</u> 2. <u>出品者は、出品ページにおいて、認定 NFT に関する必要情報（NFT に係る知的財産権の利用や購入者（以下に定義します。）に与える権利の内容を含み、以下「認定 NFT 情報」といいます。）を当社が指定する方法で入力し、当社に提出するものとします。なお、出品者が権利の付与</u>	

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<u>を明記していないこと等によって出品者が何らかの損害を負った場合であっても、当社はその責任を負うものではありません。</u> 3. <u>当社は、提出された認定 NFT 情報を確認し、当社が適切であると判断した場合に限り、当該認定 NFT の出品を承認するものとします。</u> 4. <u>出品者は、認定 NFT 情報の正確性および適法性について全責任を負うものとし、当社は、認定 NFT 情報の内容について一切の責任を負わないものとします。</u> 5. <u>当社は、以下に掲げる事由のいずれかに出品者が該当した場合に</u> <u>は、事前の通知なく出品者の認定 NFT の出品を停止し、取消し、若しくは無効とし、又は当社と出品者との間の NFT 出品契約を解除するなどの適切な措置を講じることができるものとします。当該措置によって出品者に対して何らかの損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責任を負わないものとします。</u> <u>(1) 出品者が本約款に違反した場合</u> <u>(2) 出品候補 NFT の審査にあたり当社に対して虚偽その他事実と異なる情報を提供していた場合</u> <u>(3) 当社が認定 NFT としての NFT と実質的に異なる NFT が出品されている場合</u> <u>(4) その他当社が合理的な理由に基づき出品が不適当と判断した場合</u> 6. <u>出品者は、本約款に定める事項の他、審査申込書に記載の内容、FAQ、NFT ローンチパッドのサービス画面に表示される内容その他当社が別途定める方法に従うものとします。</u> <u>第 13 条 (NFT の購入)</u>	

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
1. <u>購入者（出品者から認定 NFT を購入しようとし、又は購入した NFT ローンチパッドの利用者をいいます。以下この章において同じ。）は、第 4 条第 1 項の定める方法により、SBI Web3 ウォレットにログインすることで、NFT ローンチパッドのページにアクセスすることができるものとします。</u> 2. <u>購入者は、NFT ローンチパッド上に表示されるいずれかの認定 NFT を購入しようとする場合には、当社所定の方法により NFT ローンチパッド上で出品者に対して認定 NFT を購入する旨及び当該認定 NFT の対価として支払う暗号資産（当社が指定するものに限ります。以下「指定暗号資産」といいます。）の種類を当社所定の方法により NFT ローンチパッドサービスのサービス画面上に入力するものとし、当該入力の対象となった情報が当社所定のサーバに到達した時点をもって、出品者と購入者との間で当該認定 NFT の売買契約（以下「本認定 NFT 売買契約」といいます。）が成立するものとし、</u>なお、当該入力にあたって、当該認定 NFT の対価として NFT ローンチパッドサービスのサービス画面上に掲載されている指定暗号資産の数量が、<u>購入者が本口座において保有する当該指定暗号資産の数量を上回る場合には、購入者は、当該指定暗号資産を認定 NFT の対価として支払う暗号資産として選択することはできません。</u> 3. <u>本認定 NFT 売買契約が成立した場合には、直ちに、その目的となった認定 NFT の対価相当数量の指定暗号資産が購入者の本口座から払い出され、出品者の本口座に対して入庫されるものとします。また、当該入庫と同時に、当該本認定 NFT 売買契約の対象となった認定 NFT が発行され、自動的に購入者名義の SBI Web3 ウォレットに対して入庫されるも</u>	

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<u>のとします。</u> 4. <u>本認定 NFT 売買契約の成立に関する意思表示には、購入者による当社に対する前項の規定に基づく本口座からの指定暗号資産の出庫及び SBI Web3 ウォレットに対する認定 NFT の入庫並びに前項の規定に基づく出品者の本口座に対する暗号資産の入庫に係る当社への指図その他必要な意思表示が含まれるものとします。</u> 5. <u>前項に定める認定 NFT の移転は、認定 NFT の保有に関する地位のみを移転するものであり、認定 NFT に表章されている知的財産権等の権利を直接的に購入者に移転するものではありません。認定 NFT の保有により購入者が得る権利の具体的内容は、出品者が出品ページ上で明記した内容に従うものとします。購入者は、認定 NFT の購入前にこれらの内容を確認する義務を負い、当社は、出品者が出品ページ上で明記した権利内容について、いかなる保証も行わないものとします。</u> 6. <u>本認定 NFT 売買契約に関して購入者と出品者との間で紛争が生じた場合には、購入者及び出品者は自らの責任及び費用負担でこれを解決しなければならないものとし、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負担しないものとします。また、当該紛争に起因して当社に損害が生じた場合には、購入者若しくは出品者又はこれら両者は、直ちにこれを賠償するものとします。</u> 7. <u>購入者は、法令に定める場合を除き、本認定 NFT 売買契約成立後は、その取消し、解除等ができないことを承諾するものとします。</u> 8. <u>当社は、当社の合理的な裁量に基づき、購入できる認定 NFT の金額（1 日あたりの購入することができる金額の上限額を含みますが、これに限られません。）及び数量等を制限することができるものとします。当該</u>	

SBI Web3 ウォレットサービス約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<u>制限によって購入者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責任を負わないものとします。</u> 第 14 条 (NFT の二次流通に関する制限) 1. <u>出品者及び購入者は、NFT ローンチパッド上で、認定 NFT の二次流通を行うことはできないものとします。外部のマーケットプレイスで販売する場合、事前に当該認定 NFT を SBIWeb3 ウォレットから出庫する必要があることを、あらかじめ承諾するものとします。</u> 2. <u>購入者が外部のマーケットプレイスにおいて認定 NFT を第三者に売買した場合において、当該認定 NFT がロイヤリティの対象となる NFT である場合には、購入者は、発行者に対して、当該認定 NFT の利用等の許諾の対価としてロイヤリティを支払う義務を負担することがあり、購入者はあらかじめこれを了承するものとします。</u> 第 4 章 NFT の入出庫・管理 第 15 条 本文省略 第 16 条 本文省略 第 17 条 本文省略 第 5 章 一般条項 第 18 条 本文省略 2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供（SBI Web3 ウォレットの機能	第 3 章 NFT の入出庫・管理 第 10 条 本文省略 第 11 条 本文省略 第 12 条 本文省略 第 4 章 一般条項 第 13 条 本文省略 第 14 条 1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供（SBI Web3 ウォレットの機能

SBI Web3 ウォレットサービス約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
能の全部又は一部の提供を含みます。以下同じ。)を一時停止することができるものとします。 (1) ～ (8) 省略 (9) SBI Web3 指定暗号資産等<u>又は指定暗号資産</u>の流動性が著しく低下した場合 (10) ～ (13) 省略 3. 当社は、お客様に事前に通知することにより、本サービスの提供を廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。 4. 当社は、前各項の本サービスの一時停止又は廃止により、お客様が損害(機会利益の逸失を含みます。)を被った場合であっても、責任を負わないものとします。 第 19 条～第 37 条 本文省略 【制定】2023 年 1 月 25 日 【改定】2023 年 5 月 24 日 【改定】2023 年 7 月 12 日 <u>【改定】2025 年 1 月 29 日</u> 以上	の全部又は一部の提供を含みます。以下同じ。)を一時停止することができるものとします。 (1) ～ (8) 省略 (9) SBI Web3 指定暗号資産等の流動性が著しく低下した場合 (10) ～ (13) 省略 2. 当社は、お客様に事前に通知することにより、本サービスの提供を廃止することができ ることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。 3. 当社は、前各項の本サービスの一時停止又は廃止により、お客様が損害(機会利益の逸失を含みます。)を被った場合であっても、責任を負わないものとします。 第 15 条～第 33 条 本文省略 【制定】2023 年 1 月 25 日 【改定】2023 年 5 月 24 日 【改定】2023 年 7 月 12 日 以上